

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	有効期限
神人クリニック	広島市東区若草町9番12-401号	令和7年11月 1日	令和13年10月 31日
医療法人修輝会 霞クリニック	広島市南区東雲本町一丁目2番27号	令和7年11月 1日	令和13年10月 31日
東雲れんこん薬局	広島市南区東雲本町二丁目7番6号 1F	令和7年12月 1日	令和13年11月 30日
にしもり整形外科クリニック	広島市安佐北区可部南五丁目8番32-13号	令和7年11月 1日	令和13年10月 31日
ザグザグ薬局 可部南店	広島市安佐北区可部南二丁目3番8号	令和7年12月 1日	令和13年11月 30日
かもめ薬局	広島市佐伯区五日市七丁目8番38号	令和7年11月 1日	令和13年10月 31日